



確定申告を忘れずに！

申告期間 2月15日(木)～3月15日(木)

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

平成
29年分

セルフメディケーション税制

申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例として所得金額から控除することができます。

※控除の対象となる医薬品は、領収書(レシート)に控除対象となることが記載されています。

$$\left(\begin{array}{l} \text{支払った特定一般用} \\ \text{医薬品等購入費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - 1万2千円$$

= セルフメディケーション
税制による控除額(最高8万8千円)

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月15日(木)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成29年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成30年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

申告の必要な方

- 確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です(例外もありますので、詳細はお問い合わせください)。
- 平成30年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成29年中に何らかの所得があった方
- ※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は申告が必要です。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になっている方
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方
- 給与所得のみの方でも、2月1日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がなかった方
- 平成29年中に退職された方

申告相談に必要なもの

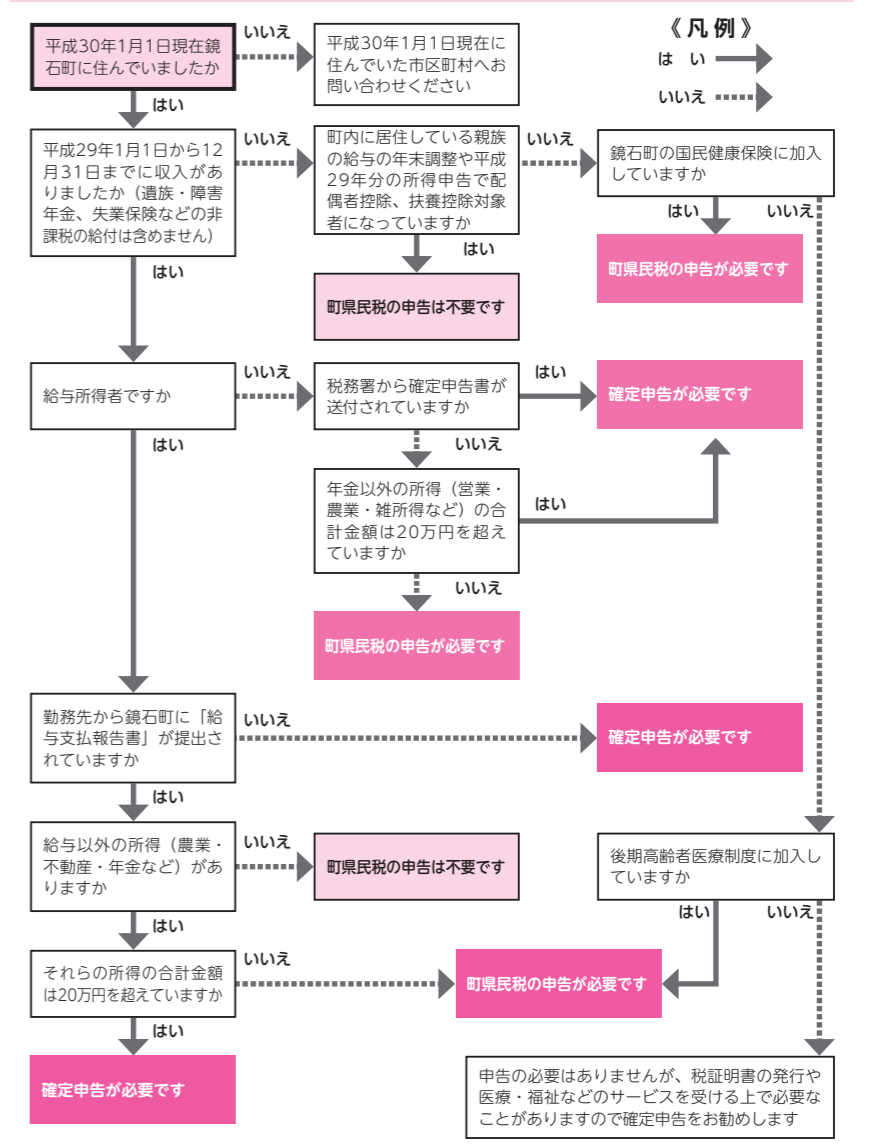
- マイナンバーがわかる書類
- 印鑑
- 給与や年金収入のある方は平成29年分の源泉徴収票の原本(コピー不可)
- 平成29年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払証明書または領収書
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料(地震保険等)の支払証明書

平成29年分 確定申告相談日程

◎会場：鏡石町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

月	日	曜日	行政区	月	日	曜日	行政区
2月	15日	木	公的年金のみ	3月	1日	木	1区・2区 3区・4区
2月	16日	金	仁井田・さかい	3月	2日	金	鏡田・高久田
2月	17日	土		3月	3日	土	
2月	18日	日		3月	4日	日	
2月	19日	月	仁井田・さかい	3月	5日	月	鏡田・高久田
2月	20日	火	久来石・笠石	3月	6日	火	鏡田・高久田
2月	21日	水	久来石・笠石	3月	7日	水	鏡田・高久田
2月	22日	木	久来石・笠石	3月	8日	木	鏡田・高久田
2月	23日	金	久来石・笠石	3月	9日	金	成田・豊郷 旭町
2月	24日	土		3月	10日	土	
2月	25日	日		3月	11日	日	
2月	26日	月	1区・2区 3区・4区	3月	12日	月	成田・豊郷 旭町
2月	27日	火	1区・2区 3区・4区	3月	13日	火	成田・豊郷 旭町
2月	28日	水	1区・2区 3区・4区	3月	14日	水	成田・豊郷 旭町
				3月	15日	木	予備日

申告相談の判断の基準



- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
- 平成29年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
- 所得控除(扶養控除等)のある方
- 年末調整の済んでいない方
- 2か所以上から給与を受けている方で、主たる給与の支払証明書を

申告の必要がない方

- 次のおいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方
- 給与以外から支払いを受ける給与の収入金額と給与(退職)所得以外の所得の金額との合計額が20万円を超える方
- 給与所得のほかに収入がなく、給与支払報告書が町に提出されている方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、申告が必要です(税務署へ確定申告書を提出した場合を除く)。
- 平成29年中に所得がなく、鏡石町内居住の家族の扶養になっている方

須賀川税務署からのお知らせ

須賀川税務署では、平成29年分確定申告書作成会場を2月16日(金)から3月15日(木)まで須賀川市産業会館に開設します。(土日を除く)

※詳細は広報がみいし1月号の13ページをご覧ください。

▼問い合わせ先
須賀川税務署個人課税部門
☎75-2194
※音声案内で「2番」を選択してください。

は認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内の書類

- 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額がわかるもの(前年の確定申告書)
- 所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、通帳など銀行名や口座番号がわかるものと銀行印

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-2114
申告会場(申告期間中のみ)
☎62-6500